

令和8年度

君津市省エネルギー設備等導入促進事業補助金のご案内



君津市 経済環境部 環境保全課

0439-56-1296

kankyo-h@city.kimitsu.lg.jp

目次

1	補助の概要	1
(1)	予算配分額	1
(2)	補助対象設備及び補助金額	1
(3)	受付期間	1
(4)	前年度からの変更点	1
2	補助対象設備の要件、補助対象経費等	2
(1)	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	2
(2)	定置用リチウムイオン蓄電システム	4
(3)	窓の断熱改修	6
(4)	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	9
(5)	V2H充放電設備	11
(6)	住宅の新築と併せて補助対象設備を導入する方へ	13
(7)	補助対象設備をリースにより導入する方へ	13
3	申請手続き	14
(1)	手続きの流れ	14
(2)	申請方法	15
(3)	必要な書類	16
(4)	注意事項	21
(5)	申請書類の記入例	24
3	交付決定	30
4	交付請求	30
5	補助金振込	30
6	処分の制限	30

1 補助の概要

君津市では、家庭における脱炭素の取組を支援することで、地球温暖化対策の推進を図るため、住宅用設備等を導入する方に対し、予算の範囲内において、導入費の一部を補助します。

(1) 予算配分額 9,520,000円

(2) 補助対象設備及び補助金額

補助対象設備		補助金額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）		上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム		上限 7万円
窓の断熱改修	申請者が個人の場合	補助対象経費の1/4で 上限 8万円
	申請者がマンション管理組合等である場合	補助対象経費の1/4で 上限 8万円×改修を行う戸数
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設	上限15万円
	太陽光発電システムのみ併設	上限10万円
V2H充放電設備		補助対象経費の1/10で 上限25万円

(3) 受付期間 令和8年4月1日（水曜日）から令和9年3月1日（月曜日）まで

- ・ 閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで））及び窓口受付時間外は申請受付を行いません。
- ・ 受付は先着順とし、予算額に達した場合は、受付期間内であっても受付を終了します。
- ・ 書類に不備がある場合は、すべてそろってから受け付けます。

(4) 前年度からの変更点

- ・ 申請方法について、窓口での申請に加えて郵送での申請も可能としました。

2 補助対象設備の要件、補助対象経費等

(1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

ア 補助対象設備の要件

- 未使用品であること
- 燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること
- 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること
- 停電時自立運転機能を有するものであること

イ 補助対象者の要件

- 設備の設置について、令和8年度内に着手し、完了すること
- 申請者及び申請者と同一の世帯を構成する者に市税の滞納がないこと
- 設備の設置費等を負担し、設備を所有すること
※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含みます。
- 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと
- 市内に住所を有する個人であること
※住民基本台帳への登録の有無（住民票の有無）は問いません。
- 申請者以外に住宅の所有者がいる場合、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること
- 設備を設置する住宅において、家庭用燃料電池システム（エネファーム）に対し、申請者又は申請者と同一の世帯を構成する者が、過去に市の同種の補助金の交付を受けていないこと
※財産処分制限期間（6年）を経過し、交換又は増設するにあたっては、この限りではありません。

ウ 補助対象経費及び補助金額の算出方法

(ア) 補助対象経費

補助対象経費は、設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）の購入費、付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）、その他導入に関して必要な経費とします。

(イ) 補助金額の算出方法

- ・ 値引き等により家庭用燃料電池システムの設置に関する費用の負担がない場合は、補助対象外です。

例：新築の請負契約において、施工事業者のキャンペーン等を活用し、無償で設置する場合

- ・ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まれません。
- ・ 国その他の団体から同様の補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いてください。
- ・ 補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。
- ・ 補助金額については、「補助対象経費」と「補助金額の上限（10万円）」のいずれか少ない額とします。

【例】

a 工事費等が50万円(税抜)で国等から16万円の補助金を受ける場合

$$50万円 - 16万円 = 34万円(補助対象経費)$$

「補助対象経費」が「補助金額の上限」を上回ったため、補助金額は10万円となります。

b 工事費等が20万円(税抜)で国等から16万円の補助金を受ける場合

$$20万円 - 16万円 = 4万円(補助対象経費)$$

「補助対象経費」が「補助金額の上限」を下回ったため、補助金額は4万円となります。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

ア 補助対象設備の要件

- 未使用品であること
- リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること
- 国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること
- 市への申請日までに住宅用太陽光発電システムが設置されている住宅に導入されたものであること

※接続する住宅用太陽光発電システムは、新設・既設を問いません

イ 補助対象者の要件

- 設備の設置について、令和8年度内に着手し、完了すること
 - 申請者及び申請者と同一の世帯を構成する者に市税の滞納がないこと
 - 設備の設置費等を負担し、設備を所有すること
- ※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含みます。
- 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと
 - 市内に住所を有する個人であること

※住民基本台帳への登録の有無（住民票の有無）は問いません。

- 申請者以外に住宅の所有者がいる場合、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること
- 設備を設置する住宅において、定置用リチウムイオン蓄電システムに対し、申請者又は申請者と同一の世帯を構成する者が、過去に市の同種の補助金の交付を受けていないこと

※財産処分制限期間（6年）を経過し、交換又は増設するにあたっては、この限りではありません。

- 設備を設置する住宅において、定置用リチウムイオン蓄電システムに対し、申請者又は申請者と同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと

ウ 補助対象経費及び補助金額の算出方法

(ア) 補助対象経費

補助対象経費は、設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）の購入費、付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）、その他導入に関して必要な経費とします。

(イ) 補助金額の算出方法

- ・ 値引き等により定置用リチウムイオン蓄電システムの設置に関する費用の負担がない場合は、補助対象外です。

例：新築の請負契約において、施工事業者のキャンペーン等を活用し、無償で設置する場合

- ・ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まれません。
- ・ 国その他の団体から同様の補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いてください。
- ・ 補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。
- ・ 補助金額については、「補助対象経費」と「補助金額の上限（7万円）」のいずれか少ない額とします。

【例】

a 工事費等が100万円(税抜)で国等から60万円の補助金を受ける場合

$$100\text{万円} - 60\text{万円} = 40\text{万円(補助対象経費)}$$

「補助対象経費」が「補助金額の上限」を上回ったため、補助金額は7万円となります。

b 工事費等が65万円(税抜)で国等から60万円の補助金を受ける場合

$$65\text{万円} - 60\text{万円} = 5\text{万円(補助対象経費)}$$

「補助対象経費」が「補助金額の上限」を下回ったため、補助金額は5万円となります。

(3) 窓の断熱改修

ア 補助対象設備の要件

- 未使用品であること
- 既築住宅の改修において設置されたものであること
- 国が令和6年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率 U_w が1.9以下のものであること

- 1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をするものであること

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、ガレージ等

※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいい、空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められません。

例：リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。

※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア及び勝手口ドアに付属する窓及びガラス等についても、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできます。

※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできます。

- 改修前と改修後の窓の大きさが変わらないものであること（既存の窓よりも大きい窓や小さい窓の設置、窓のない壁に新たに窓を設置する場合は対象外です。）

イ 補助対象者の要件

(ア) 共通

- 窓の断熱改修について、令和8年度内に着手し、完了すること
- 申請者及び申請者と同一の世帯を構成する者に市税の滞納がないこと
- 窓の断熱改修費等を負担し、設備を所有すること
※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含みます。
- 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと

(イ) 申請者が個人である場合

- 市内に住所を有すること
※住民基本台帳への登録の有無（住民票の有無）は問いません。
- 申請者以外に住宅の所有者がいる場合、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること
- 窓を断熱改修する住宅において、窓の断熱改修に対し、申請者又は申請者と同一の世帯を構成する者が、過去に市の同種の補助金の交付を受けていないこと

(ロ) 申請者がマンション管理組合等である場合

- 窓を断熱改修する市内のマンション等のマンション管理組合等であること
- 窓を断熱改修するマンション等において、窓の断熱改修に対し、過去に市の同種の補助金の交付を受けていないこと

ウ 補助対象経費及び補助金額の算出方法

(ア) 補助対象経費

補助対象経費は、設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）、その他導入に関して必要な経費※とします。

※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含みません。

※ガラスが付随するドアそのもの（窓として登録されているものを除く。）の本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まれません。

(イ) 補助金額の算出方法

- ・ 値引き等により窓の断熱改修に関する費用の負担がない場合は、補助対象外です。

例：リフォーム工事の契約において、施工事業者のキャンペーン等を活用し、窓の断熱改修を無償で実施する場合

- ・ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まれません。
- ・ 国その他の団体から同様の補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いてください。
- ・ 補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。
- ・ 補助金額については、「補助対象経費の1/4」と「補助金額の上限（8万円）」のいずれか少ない額とします。なお、申請者がマンション管理組合等の場合は改修を行う戸数を乗じた額が補助金額の上限となります。

【例】

a 工事費等が100万円(税抜)で国等から60万円の補助金を受ける場合

$$100\text{万円} - 60\text{万円} = 40\text{万円}(\text{補助対象経費})$$

$$40\text{万円} \times 1/4 = 10\text{万円}(\text{補助対象経費の}1/4)$$

「補助対象経費の1/4」が「補助金額の上限」を上回ったため、補助金額は8万円となります。

b 工事費等が80万円(税抜)で国等から60万円の補助金を受ける場合

$$80\text{万円} - 60\text{万円} = 20\text{万円}(\text{補助対象経費})$$

$$20\text{万円} \times 1/4 = 5\text{万円}(\text{補助対象経費の}1/4)$$

「補助対象経費の1/4」が「補助金額の上限」を下回ったため、補助金額は5万円となります。

(4) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

ア 補助対象設備の要件

(ア) 共通

- 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること
- 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものであること

※中古輸入車の初度登録車は、補助対象外です。

- 市への申請日までに住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に導入されたものであり、当該設備で発電した電気を給電できるものであること
- 自動車検査証に以下の記載があること

登録年月日又は交付年月日：令和8年度内の日付

※初度登録（検査）年月と同年同月である場合に限ります。

用途：乗用

自家用事業用の別：自家用

燃料の種類：電気、ガソリン・電気又は軽油・電気

使用の本拠：君津市内の住所

- V2H充放電設備を併設して補助を受けようとする場合は、市への申請日までにV2H充放電設備が設置された住宅に導入されたものであること

(イ) 電気自動車を導入する場合

- 電池によって駆動される電動機のみを原動機とする内燃機関を併用しない四輪自動車であること

(ウ) プラグインハイブリッド自動車を導入する場合

- 電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪自動車であること

イ 補助対象者の要件

- 申請者及び申請者と同一の世帯を構成する者に市税の滞納がないこと
- 自動車の購入費を負担し、車両を所有すること
※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含みます。
- 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと
- 市内に住所を有する個人であること
※住民基本台帳への登録の有無（住民票の有無）は問いません。
- 同一の住宅において、購入する自動車と同じ種類の自動車に対し、申請者が過去に市の同種の補助金の交付を受けていないこと

ウ 補助対象経費及び補助金額の算出方法

(ア) 補助対象経費

補助対象経費は、自動車本体の購入費とします。

(イ) 補助金額の算出方法

- ・ 値引き等により電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の購入に係る費用の負担がない場合は、補助対象外です。
例：販売事業者のキャンペーン等を活用し、電気自動車を無償で取得する場合
- ・ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まれません。
- ・ 国その他の団体から同様の補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いてください。
- ・ 補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。
- ・ 補助金額については、「補助対象経費」と「補助金額の上限（10万円）」のいずれか少ない額とします。なお、V2H充放電設備を併設して補助を受けようとする場合は、補助金額の上限が15万円となります。

【例】

a 購入費が180万円(税抜)で国等から90万円の補助金を受ける場合

180万円－90万円＝90万円(補助対象経費)

「補助対象経費」が「補助金額の上限」を上回ったため、補助金額は10万円となります。

b 購入費が94万円(税抜)で国等から90万円の補助金を受ける場合

94万円－90万円＝4万円(補助対象経費)

「補助対象経費」が「補助金額の上限」を下回ったため、補助金額は4万円となります。

(5) V2H充放電設備

ア 補助対象設備の要件

- 未使用品であること
- 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅との間で相互に電気を供給できる設備であること
- 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること
- 市への申請日までに住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に設置されたものであること
- 市への申請日までに電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入された住宅に設置されたものであること

イ 補助対象者の要件

- 設備の設置について、令和8年度内に着手し、完了すること
- 申請者及び申請者と同一の世帯を構成する者に市税の滞納がないこと
- 設備の購入費を負担し、設備を所有すること
※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者である場合を含みます。
- 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと
- 市内に住所を有する個人であること
※住民基本台帳への登録の有無（住民票の有無）は問いません。
- 申請者以外に住宅の所有者がいる場合、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること
- 設備を設置する住宅において、申請者又は申請者と同一の世帯を構成する者が、過去に市の同種の補助金の交付を受けていないこと

ウ 補助対象経費及び補助金額の算出方法

(ア) 補助対象経費

補助対象経費は、設備本体の購入費とします。

(イ) 補助金額の算出方法

- ・ 値引き等により V 2 H 充放電設備の購入に係る費用の負担がない場合は、補助対象外です。

例：施工事業者のキャンペーン等を活用し、無償で設置する場合

- ・ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まれません。
- ・ 国その他の団体から同様の補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いてください。
- ・ 補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。
- ・ 補助金額については、「補助対象経費の 1 / 1 0」と「補助金額の上限（25万円）」のいずれか少ない額とします。

【例】

a 購入費が 330 万円(税抜)で国等から 50 万円の補助金を受ける場合

$$330 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 280 \text{ 万円 (補助対象経費)}$$

$$280 \text{ 万円} \times 1 / 10 = 28 \text{ 万円 (補助対象経費の } 1 / 10)$$

「補助対象経費の 1 / 1 0」が「補助金額の上限」を上回ったため、補助金額は 25 万円となります。

b 購入費が 138 万円(税抜)で国等から 50 万円の補助金を受ける場合

$$138 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 88 \text{ 万円 (補助対象経費)}$$

$$88 \text{ 万円} \times 1 / 10 = 8 \text{ 万 } 8 \text{ 千円 (補助対象経費の } 1 / 10)$$

「補助対象経費の 1 / 1 0」が「補助金額の上限」を下回ったため、補助金額は 8 万 8 千円となります。

(6) 住宅の新築と併せて補助対象設備を導入する方へ

住宅の新築と併せて(1)、(2)及び(5)の補助対象設備を導入する場合は、当該補助対象設備における補助対象者の要件に加えて、住宅や補助対象設備に係る契約内容、工事日、住宅の引き渡し日などによって、補助の対象となるかを判断します。

下記の場合は補助の対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 住宅の新築と補助対象設備の設置が一体となった契約を締結し、住宅の工事を令和7年度に開始し、令和8年度に住宅の引き渡し及び補助対象設備の設置工事を開始したが、補助対象設備の設置工事の開始日及び完了日を確認できない場合
- ② 住宅の新築と補助対象設備の設置が一体となった契約を締結し、住宅の引き渡しを令和9年度以降に行う場合

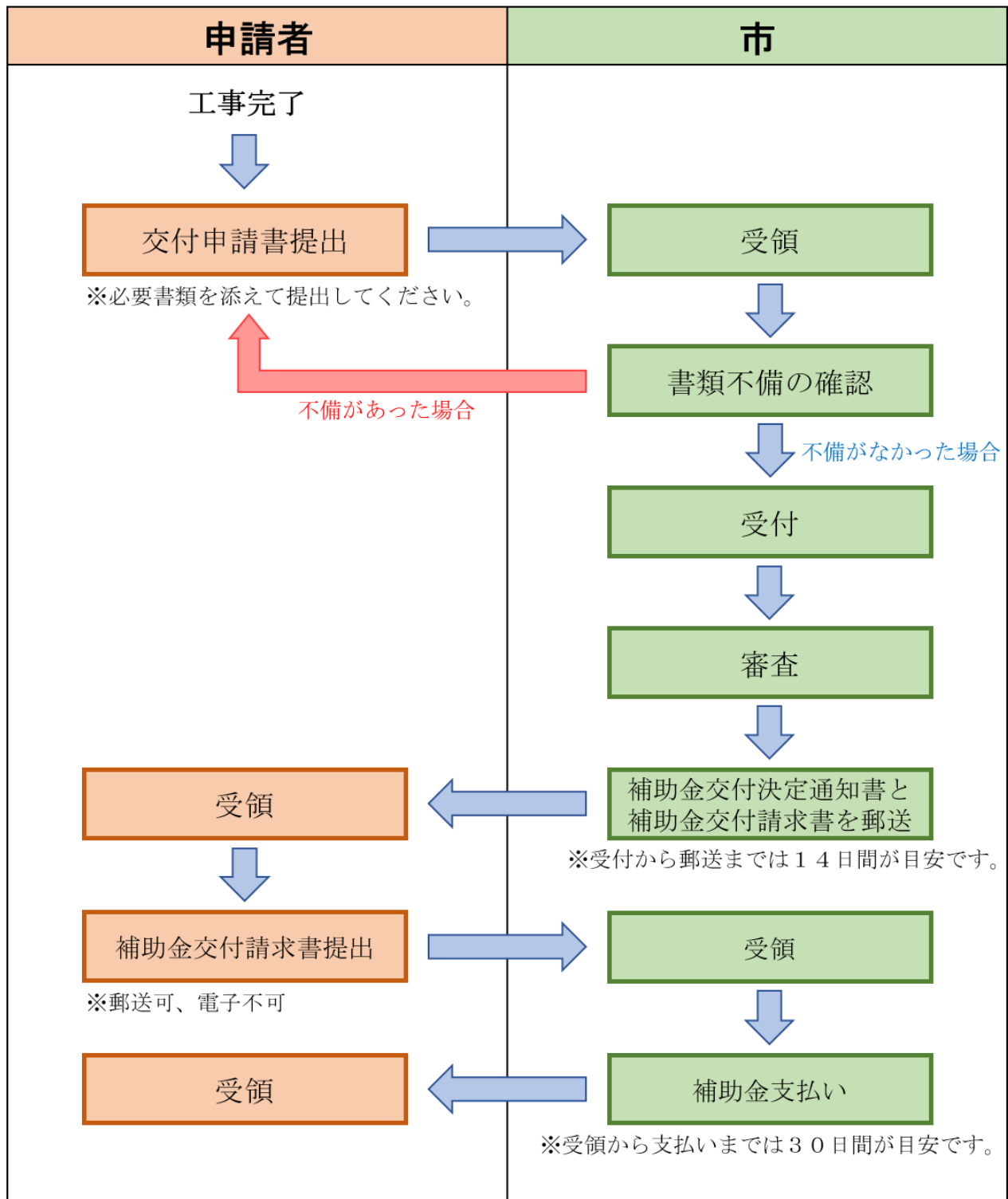
(7) 補助対象設備をリースにより導入する方へ

補助対象設備をリースにより導入し、所有者がリース事業者である場合も次の補助対象者としての要件を満たす場合は、補助対象とします。なお、必要書類が異なりますので注意してください(17～21ページ参照)。

- 設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと
- リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元する契約であること
- 次のいずれかを満たす契約であること
 - ① リース期間が財産処分制限期間(31ページ参照)以上の契約となっていること
 - ② ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること

3 申請手続き

(1) 手続きの流れ



(2) 申請方法（事業者による代行可）

補助金申請については、事業者による代行が可能ですが、その場合には、担当者の連絡先がわかる書類(名刺等)を併せて提出してください。

ア 持ち込み

窓口の受付時間は、午前9時00分から午後4時30分までです。

事業者により複数の申請者の書類を提出する際には、申請順を決めてください。

イ 郵送（**必着**）

申請受付期間内に環境保全課に書類が到着したものを受け付けます。

君津市役所への到着日と環境保全課への到着日は異なる可能性がありますので、注意してください。

郵送先：〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号

君津市 経済環境部 環境保全課

(3) 必要な書類

申請にあつては、「ア 共通」に記載のある書類のほか、導入する設備によりイ～カに記載する書類をそろえて申請してください。

ア 共通

(ア) 設備を購入して導入する場合

- 君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）
- 補助対象設備の概要（別記第 1 号様式別紙 1）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等※の写し
※原則、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合に限りです。
- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
※原則、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合は不要です。
- 世帯全員の住民票の写し※
※申請日時点で君津市に住民登録されている場合は、不要です。
- 同意書（別記第 1 号様式別紙 3）
- 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書※¹の写し※²
※ 1 導入費用の内訳が不明である場合は、内訳を明らかにする書類を併せて提出してください。
※ 2 クレジット契約により購入する場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証する書類（支払い証明書等）」を提出してください。
- その他市長が必要と認める書類

(イ) 設備をリースにより導入する場合

- 君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）
- 補助対象設備の概要（別記第 1 号様式別紙 1）
- リース事業者における設備の購入費及び工事費が確認できる書類の写し
- リース契約書の写し
- 貸与料金の算定根拠明細書（別記第 1 号様式別紙 2）
- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

- 世帯全員の住民票の写し*

※申請日時時点で君津市に住民登録されている場合は、不要です。

- 同意書（別記第1号様式別紙3）

- 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し

- その他市長が必要と認める書類

イ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真*

※設備全体と型式が確認できる銘板等の写真を提出してください。

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し*

※下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・メーカー発行の保証書の写し
- ・メーカー発行の出荷証明書の写し*

※メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できれば、書類の名称は問いません（例：納品書）。なお、問屋などからの証明書でも可とします。

- ・メーカー発行の出荷検査成績書の写し（検査日の記載があるものに限る）

ウ 定置用リチウムイオン蓄電システム

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真*

※設備全体と型式が確認できる銘板等の写真を提出してください。

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し*

※下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・メーカー発行の保証書の写し
- ・メーカー発行の出荷証明書の写し*

※メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できれば、書類の名称は問いません（例：納品書）。なお、問屋などからの証明書でも可とします。

- ・メーカー発行の出荷検査成績書の写し（検査日の記載があるものに限る）

- 住宅用太陽光発電システムを併設していることを証する書類※

※下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・ 売電明細（売電額は0円でも可）の写し
- ・ 接続契約のご案内の写し
- ・ 保証書の写し
- ・ 特定契約締結に係る書類の写し
- ・ 住宅用太陽光発電設備を導入した住宅の全景と太陽光パネルが導入されていることが確認できる写真

エ 窓の断熱改修

- 補助対象設備の設置工事着工前・着工後の現況写真※

※写真の撮影方法については、P. 29 を参照してください。

- 補助対象設備の設置図面（平面図、立面図）※

※図面については、P. 24～P. 25 を参照してください。

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し※

※下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・ メーカー発行の保証書の写し
- ・ メーカー発行の出荷証明書の写し※
※メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できれば、書類の名称は問いません（例：納品書）。なお、問屋などからの証明書でも可とします。
- ・ メーカー発行の出荷検査成績書の写し（検査日の記載があるものに限る）
- ・ 窓・ガラスの性能を証明する書類の写し

- マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、資格確認書、住民票等）の写し※

※申請者が法人格をもたないマンション管理組合である場合は、提出してください。

- マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し※

※申請者がマンション管理組合である場合は、提出してください。

オ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真※

※車両全体とナンバープレートを確認できる写真を保管場所において撮影し、提出してください。

- 発電した電気を電気自動車等に充電できることを証する書類※

※下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・給電設備の保証書の写し
- ・給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真

- 住宅用太陽光発電システムを併設していることを証する書類※

※下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・売電明細（売電額は0円でも可）の写し
- ・接続契約のご案内の写し
- ・保証書の写し
- ・特定契約締結に係る書類の写し
- ・住宅用太陽光発電設備を導入した住宅の全景と太陽光パネルが導入されていることが確認できる写真

- 自動車検査証記録事項の写し

- V2H充放電設備を設置していることを証する書類※

※V2H充放電設備を併設して補助を受けようとする場合は、下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・給電設備の保証書の写し
- ・給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真

カ V2H充放電設備

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真※

※設備全体と型式が確認できる銘板等の写真を提出してください。

- 自動車検査証記録事項の写し

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し※

※下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・メーカー発行の保証書の写し
- ・メーカー発行の出荷証明書の写し※

※メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できれば、書類の名称は問いません（例：納品書）。なお、問屋などからの証明書でも可とします。

- ・メーカー発行の出荷検査成績書の写し（検査日の記載があるものに限る）

- 住宅用太陽光発電システムを併設していることを証する書類※

※下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・売電明細（売電額は0円でも可）の写し
- ・接続契約のご案内の写し
- ・保証書の写し
- ・特定契約締結に係る書類の写し
- ・住宅用太陽光発電設備を導入した住宅の全景と太陽光パネルが導入されていることが確認できる写真

(4) 注意事項

ア 設備を併設していることを証する書類

(ア) 売電明細の写し

可能な限り直近の書類を提出してください。

(イ) 保証書の写し

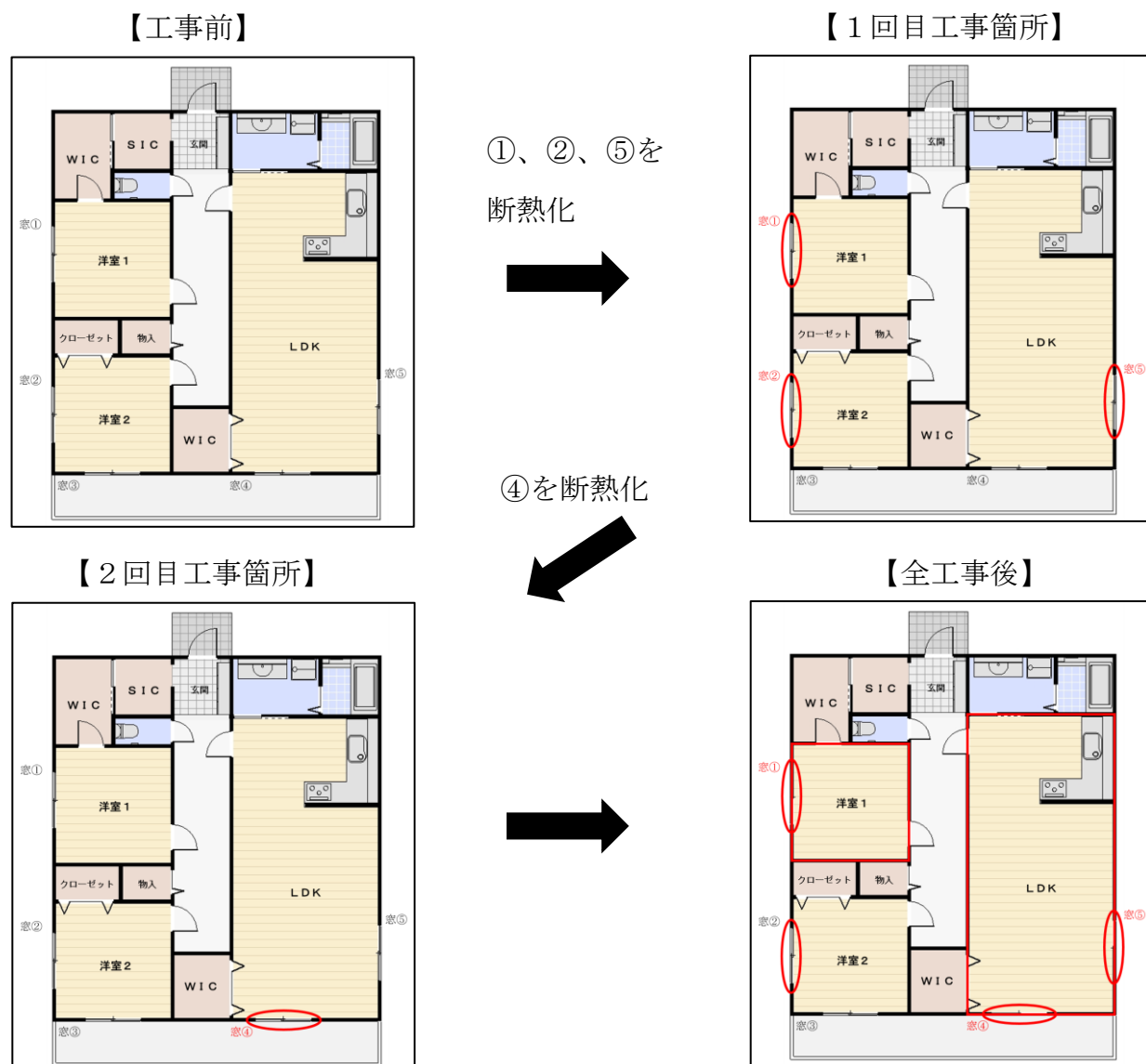
申請日が保証期間に含まれる書類を提出してください。

イ 窓の断熱改修

(ア) 1室単位の取り扱い

複数回に分けて断熱工事をした場合でも、同じ年度内に工事を始めて、すべて完了していれば、1回の申請として取り扱うことができます。

例：以下の場合、洋室1とLDKのすべての窓を断熱化したため、①、④、⑤の窓は、補助の対象となります。



(イ) 写真の撮影方法

- ・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、工事作業中の写真も撮影するか、新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- ・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・設置したすべての窓を撮影してください。
- ・設置した窓全体を撮影してください。
- ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ・設置した窓の位置が分かるようにしてください（「(ウ) 平面図・立面図の提出方法」をご参照ください。）。

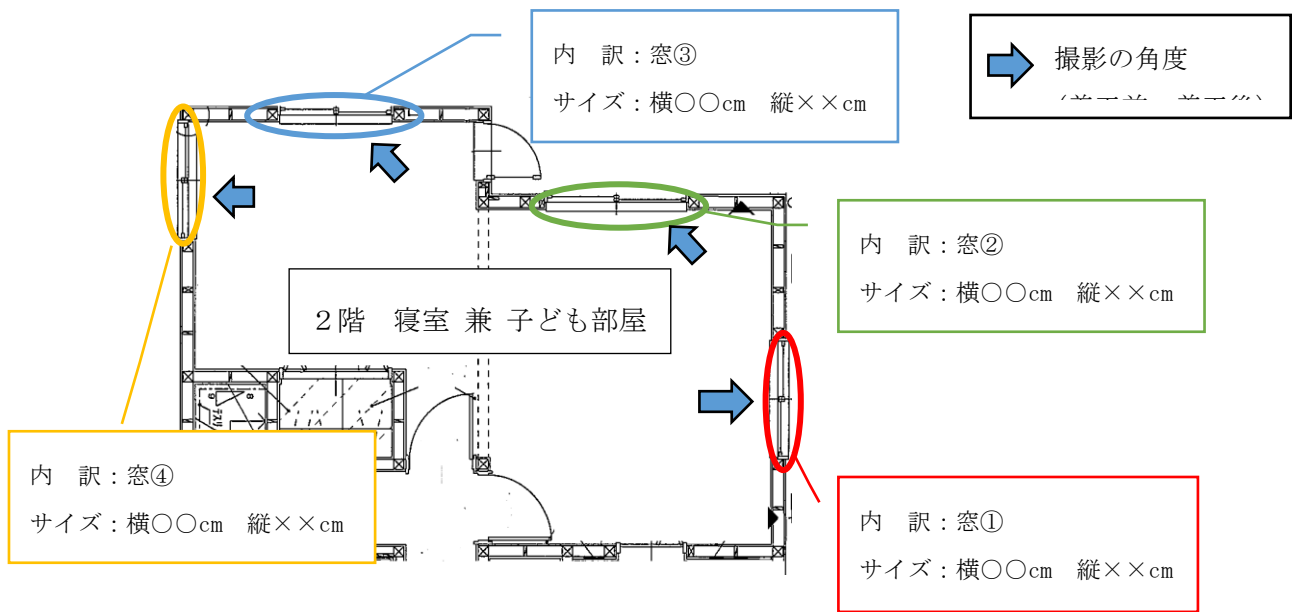
(ウ) 平面図及び立面図

断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。

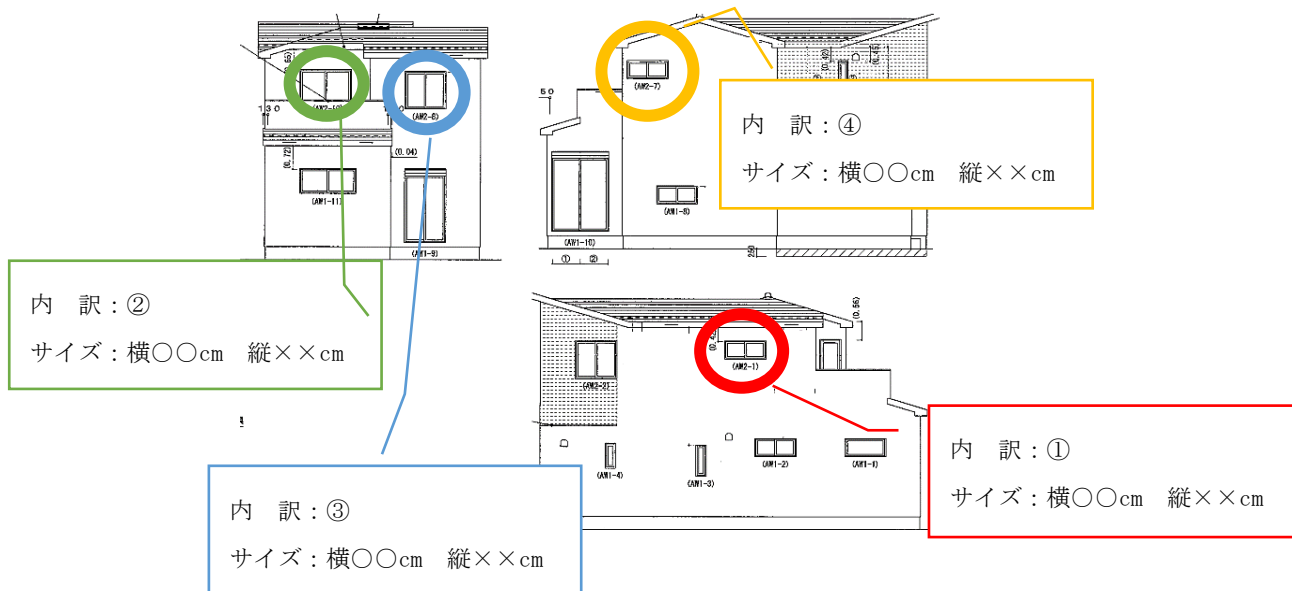
その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。

また、写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

【平面図の例】



【立面図の例】



(5) 申請書類の記入例

ア 君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付申請書

別記第1号様式（第6条第1項）

君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付申請書

・申請日を記入してください。
 ※すべての書類がそろった時点で受付となりますので、
 「申請日＝受付日」とならない可能性があります。

令和〇年 〇月 〇日

君津市長 石井 宏子 様

・導入する設備等の契約者を
 申請者としてください。

申請者 住所 君津市久保2-13-1
 氏名 君津 太郎
 電話番号 0439-56-1296

君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金の交付を受けたいので、君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

・該当する設備に☑をしてください。※複数可

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備
補助対象設備を導入する 住宅等の所在地	君津市久保2-13-1
補助金交付申請額	100,000 円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備を設置する 建物等の種類別 ※窓の断熱改修は1のみ	① 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 （2、3の場合 入居予定 年 月）
補助対象設備を設置する 住宅等の所有者氏名	君津 太郎 ※君津 花子
※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。 私は、私の所有する住宅に補助金申請者が君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。 君津 花子 ※申請者以外に住宅の所有者がいる場合は、 申請者を除く所有者全員署名してください。	
私及び私と同一世帯を構成する者に市税の滞納がある場合、補助金の交付を受けられないことについて <input checked="" type="checkbox"/> 了承しました。	

イ 補助対象設備の概要

導入する設備等の欄を記入してください。

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム (エネファーム)

製造者名	〇〇〇〇株式会社		
品名番号 (発電ユニット)	〇〇-〇〇〇〇		
製造番号	〇〇〇〇〇〇		
品名番号 (貯湯ユニット)	〇〇-〇〇〇〇		
製造番号	〇〇〇〇〇〇		
発電出力 (kW)	〇〇 kW		
停電時自立運転機能	<input checked="" type="checkbox"/> あり		
事業期間	着工日	令和〇年 〇月 〇日	・申請受付期間内の日付である必要があります。
	完了日	令和〇年 〇月 〇日	
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	2,000,000	円	・税抜きの金額を記入してください。 ・国等から補助金を受ける場合は、税抜きの金額から当該補助金額を引いた金額を記入してください。

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	〇〇〇〇株式会社		・(一社)環境共創イニシアチブに登録されている内容を記入してください。
パッケージ型番	〇〇-〇〇〇〇		
S I I 登録年月日	〇〇〇〇年〇月〇日		
製造番号	〇〇〇〇〇〇		
蓄電容量 (kWh)	〇〇 kWh		
住宅用太陽光発電システム	<input checked="" type="checkbox"/> あり (新設・既設) ※該当するものに〇		
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。		
事業期間	着工日	令和〇年 〇月 〇日	・申請受付期間内の日付である必要があります。
	完了日	令和〇年 〇月 〇日	
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	2,000,000	円	・税抜きの金額を記入してください。 ・国等から補助金を受ける場合は、税抜きの金額から当該補助金額を引いた金額を記入してください。

3 窓の断熱改修

メーカー名	〇〇〇〇株式会社		・(一社)環境共創イニシアチブ又は(公財)北海道環境財団に登録されている内容を記入してください。
S I I 製品型番/北海道環境財団登録番号	〇〇〇〇〇〇		
製品名	〇〇〇〇〇〇		
既存住宅への導入	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業の工事着工日は、補助対象設備導入住宅の建築完了日の翌日以降である。		
事業期間	着工日	令和〇年 〇月 〇日	・申請受付期間内の日付である必要があります。

完了日	令和〇年 〇月 〇日	・申請受付期間内の日付である必要があります。
改修を行う戸数 ※マンション管理組合による申請の場合のみ記入すること。	10 戸	
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	2,000,000 円	・税抜きの金額を記入してください。 ・国等から補助金を受ける場合は、税抜きの金額から当該補助金額を引いた金額を記入してください。
補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切り捨て)	↓ ÷ 4 500,000 円	

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名	〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇	・自動車検査証記録事項に記載されている内容を記入してください。	
型式	〇〇-〇〇〇〇		
登録年月日/交付年月日	令和〇年〇月〇日		
住宅用太陽光発電システム	<input checked="" type="checkbox"/> あり (新設 <input checked="" type="checkbox"/> 既設) ※該当するものに〇 <input checked="" type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に給電できる。		
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> あり (新設 <input checked="" type="checkbox"/> 既設) ※該当するものに〇 <input type="checkbox"/> なし		
所有者	氏名又は名称	〇〇自動車販売株式会社	・自動車検査証記録事項に記載されている内容を記入してください。
	住所	〇〇市〇〇×-×-×	
使用者	氏名又は名称	君津 太郎	
	住所	君津市久保2-13-1	
使用の本拠の位置	君津市久保2-13-1		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	2,000,000 円	・税抜きの金額を記入してください。 ・国等から補助金を受ける場合は、税抜きの金額から当該補助金額を引いた金額を記入してください。	

6 V2H充放電設備

メーカー名	〇〇〇〇株式会社		
型式	〇〇-〇〇〇〇		
住宅用太陽光発電システム	<input checked="" type="checkbox"/> あり (新設 <input checked="" type="checkbox"/> 既設) ※該当するものに〇		
電気自動車等	<input checked="" type="checkbox"/> あり (新設 <input checked="" type="checkbox"/> 既設) ※該当するものに〇		
事業期間	着工日	令和〇年 〇月 〇日	・申請受付期間内の日付である必要があります。
	完了日	令和〇年 〇月 〇日	
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	2,000,000 円	・税抜きの金額を記入してください。 ・国等から補助金を受ける場合は、税抜きの金額から当該補助金額を引いた金額を記入してください。	
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)	↓ ÷ 10 200,000 円		

ウ 同意書

第1号様式別紙3

同意書

・申請日を記入してください。
※すべての書類がそろった時点で受付となりますので、
「申請日=受付日」とならない可能性があります。

令和〇年 〇月 〇日

君津市長 石井 宏子 様

君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金の交付を受けるに当たり、住民基本台帳記録及び市税の納付状況について、市が保有する公簿等により市長が確認することに同意します。

申請者

住所	君津市久保2-13-1		
氏名	君津 太郎	君津	生年月日 昭和58年 5 月 5 日

同一世帯員

・未成年者を含め、世帯全員の氏名等を記入の上、
押印してください。

氏名	君津 花子	君津	生年月日 昭和61年 11 月 16 日
氏名	君津 一郎	君津	生年月日 平成26年 10 月 10 日
氏名	君津 華	君津	生年月日 平成30年 4 月 1 日
氏名		印	生年月日 年 月 日
氏名		印	生年月日 年 月 日
氏名		印	生年月日 年 月 日

— (備考) —

エ 支払い証明書

君津市長 石井 宏子 様

・社印を押印してください。
 ※支店等を記入し、社印を押印することが難しい場合は、支店等の長の認印等を押印してください。

※社印を押印することが難しい場合のみ

・顧客と契約を締結した支店等の情報を記入いただいても構いません。

会社名 ○○○○株式会社
 所在地 ○○市○○×-×-×
 代表者名 代表取締役社長 ○○ ○○

・該当する補助対象設備を記入してください。

支払い証明書

次の顧客の○○○ に関し、下記内容で代金を受領いたしました。
 なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

顧客	氏名	君津 太郎
	住所	君津市久保2-13-1
	導入場所	君津市久保2-13-1

	費目	金額	入金（受領）日
受領金額	現金	金 200,000 円	令和○年○月○日
	クレジット (クレジット会社名:)	金 円	年 月 日
	その他 (ローン支払い)	金 2,000,000 円	令和○年○月○日
	合計	金 2,200,000 円	

・税込みの金額を記入してください。

オ 補助対象経費内訳書

君津市長 石井 宏子 様

・社印を押印してください。
 ※支店等を記入し、社印を押印することが難しい場合は、支店等の長の認印等を押印してください。

※社印を押印することが難しい場合のみ

・顧客と契約を締結した支店等の情報を記入いただいても構いません。

会社名 ○○○○株式会社
 所在地 ○○市○○×-×-×
 代表者名 代表取締役社長 ○○-○○印

・該当する補助対象設備等を記入してください。

補助対象経費内訳書

次の顧客の窓の断熱改修に関する補助対象経費については、以下のとおりです。

1 顧客情報

氏名	君津 太郎
住所	君津市久保2-13-1
導入場所	君津市久保2-13-1

2 補助対象経費の内訳（税抜き）

No.	費目	金額
①	本体価格（販売価格）	金 1,800,000 円
②	設置工事等に係る費用	金 200,000 円
③	値引き	金 150,000 円
④	国等の補助金額	金 850,000 円
合計（①+②-③-④）		金 1,000,000 円

※補助の対象とならない経費は含まれておりません。

・補助の対象とならない経費を除いた金額を税抜きで記入してください。

・補助対象設備の概要（別記様式1別紙1）に記載する金額と同額としてください。

3 交付決定

審査の後、補助金交付の可否について、文書にて申請者に通知します。

※申請から交付決定までは、14日間の目安です。

4 交付請求

補助金交付決定通知書を受け取った方は、速やかに「君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付請求書（別記第3号様式）」に記入・押印の上、君津市役所4階環境保全課へ提出してください（郵送可、電子不可）。

5 補助金振込

提出いただいた「君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付請求書（別記第3号様式）」を基に、補助金を指定の口座に振り込みます。

※交付請求から口座振込までは、30日間の目安です。

6 処分の制限

補助事業により導入した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理を行ってください。

また、当該財産については、以下のとおり財産処分制限期間が設けられています。財産処分制限期間を経過する前に補助対象設備を処分する場合は、環境保全課までご相談ください。

- | | |
|----------------------|-----|
| ・家庭用燃料電池システム（エネファーム） | 6年 |
| ・定置用リチウムイオン蓄電システム | 6年 |
| ・窓の断熱改修 | 10年 |
| ・電気自動車 | 4年 |
| ・プラグインハイブリッド自動車 | 4年 |
| ・V2H充放電設備 | 5年 |